別表（第３条・第４条、第５条関係）

諸納付金の額及び納入方法

<table>
<tr><th colspan="4">区　　分</th><th>金　額（円）</th></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="3">入学検定料</td><td colspan="2">アドミッションオフィス入学試験、指定校制推薦入学試験、
公募制推薦入学試験（専願・併願）、社会人特別選抜入学試験
一般入学試験（前期日程・後期日程）</td><td>15,000</td></tr>
<tr><td colspan="2">大学入学共通テスト利用入学試験（前期日程・後期日程）</td><td>5,000</td></tr>
<tr><td colspan="2">上記以外の入学試験</td><td>20,000</td></tr>
<tr><td rowspan="3">学生</td><td>入学料</td><td colspan="2">―</td><td>90,000</td></tr>
<tr><td>授業料
(年額)</td><td colspan="2">2020年度入学生・2019年度入学生</td><td>840,000</td></tr>
<tr><td>施設設備費</td><td colspan="2">―</td><td>200,000</td></tr>
<tr><td rowspan="2">科目等
履修生</td><td>入学料</td><td colspan="2">―</td><td>30,000</td></tr>
<tr><td>授業料</td><td colspan="2">１単位当たり</td><td>22,000</td></tr>
<tr><td rowspan="3">研究生</td><td>入学料</td><td colspan="2">―</td><td>30,000</td></tr>
<tr><td rowspan="2">研究料</td><td colspan="2">研究期間が１年間の場合</td><td>420,000</td></tr>
<tr><td colspan="2">研究期間が１学期のみの場合</td><td>210,000</td></tr>
<tr><td rowspan="5">納入方法等</td><td>入学検定料</td><td colspan="3">入学を志願するときに納入すること。</td></tr>
<tr><td>入学料</td><td colspan="3">入学手続をするときに納入すること。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">授業料</td><td>学生</td><td colspan="2">年額を前期（納入期限：4月25日）・後期（納入期限：10月15日）の二期に分け、それぞれ納入すること。
特別に納入期日を指定された者及び第１年次に入学を許可された者については、指定された日までに納入すること。</td></tr>
<tr><td>科目等履修生</td><td colspan="2">入学手続をするときに納入すること。</td></tr>
<tr><td>研究料</td><td>研究生</td><td colspan="2">入学手続をするときに納入すること。</td></tr>
</table>

備考

１ 所定の修業年限を超えて留年する学生の授業料については、上表にかかわらず、次のとおりとする。

（１） 基本授業料は、当該学科の授業料（年額）の４分の１とする。ただし、１学期の基本授業料は、年額の半額とする。

（２） 単位授業料は、履修登録単位１単位につき、２２，０００円とする。

基本授業料と単位授業料の合計額が、当該学科授業料（年額）の２分の１を超えるときは、当該学科の授業料（年額）の２分の１を上限とする。

なお、基本授業料は、履修登録をしない学期も納入しなければならない。

２ 休学を許可された学生の在籍料は、１学期６０，０００円とする。

３ 科目等履修生として入学を志願する者及び許可された者のうち本学（安田女子大学を含む。）の卒業生については、入学検定料及び入学料を免除する。

４ 学生等は、上記の表に掲げるもののほか、指定された諸経費（諸費、教育実習費、介護等体験費その他実習費等）を指定された日までにそれぞれ納入すること。